

厚木市中小企業退職金等共済掛金補助要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内に事業所を有する中小企業の従業員の福祉の向上及び雇用の安定を図り、併せて中小企業の振興に資するため、中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）に基づいて勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）が実施する一般の中小企業退職金共済制度及び特定退職金共済団体（以下「共済団体」という。）が所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第73条の規定に基づいて厚木商工会議所が実施する特定退職金共済制度に加入した事業主に対して、その共済掛金（以下「掛金」という。）の一部を補助することについて、厚木市補助金等交付規則（昭和45年厚木市規則第5号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第2条 補助金の交付対象者は、機構又は共済団体と一般の中小企業退職金共済契約又は特定退職金共済契約（以下「共済契約」という。）を締結している中小企業者（以下「共済契約者」という。）のうち、交付を受けようとする年の1月1日（以下「基準日」という。）において、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、確定給付企業年金法（平成13年6月15日法律第50号）に基づく適格退職年金制度からの移行者及び社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和36年法律第155号）に基づく退職手当共済制度の加入者を除く。

- (1) 市内で1年以上継続して事業を営んでいる者
- (2) 従業者数が300人以下の者
- (3) 市税を完納している者

(補助率)

第3条 補助率は、共済契約者が雇用する従業員（パートタイマーを含む。）1人につき払込掛金の10分の1以内とし、その補助対象となる掛金の限度額は1箇月7,000円とする。

(補助の期間)

第4条 補助金の交付期間は、共済契約者がいずれかの共済契約を最初に締結した日の属する月から起算して7年間とする。

(補助の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、前年中の掛金に係る補助について、厚木市中小企業退職金等共済掛金補助金交付申請書に次に掲げる書類を添え、毎年1月末日までに市長に提出しなければならない。ただし、申請者がいずれの共済契約も締結している場合は、いずれか一方の契約についてのみ申請できるものとする。

- (1) 掛金内訳書
- (2) 役員等一覧表

2 前項の場合において、申請者が共済団体との共済契約者であるときは、当該共済団体を経由して行うものとする。

(補助の決定及び交付)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、内容を審査の上、その適否を決定し、厚木市中小企業退職金等共済掛金補助金交付決定通知書又は厚木市中小企業退職金等共済掛金補助金不交付決定通知書により申請者に通知する。この場合において、市長は補助に条件を付することができる。

2 補助金は、前項による通知をした後、申請者の請求に基づいて交付する。

(変更届)

第7条 補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、厚木市中小企業退職金等共済契約変更届を市長に提出しなければならない。

(1) 共済契約者に変更があったとき。

(2) 共済契約者が事業を廃止し、又は休止したとき。

(補助金の交付決定の取消し等)

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命じることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 事業を廃止し、又は休止したとき。

(3) この要綱の規定に違反したとき。

附 則

1 この要綱は、平成6年4月1日(以下「施行日」という)から施行する。

2 廃止前の厚木市中小企業退職金等共済掛金補助要綱(昭和48年厚木市告示第90号)の規定の適用された共済契約については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月1日から施行する。